

とみや子育て支援センター“とみここ”について

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(母子健康包括支援センター)です。

■開所時間 8時30分から17時30分まで

■休館 土・日曜日、祝日、年末年始

■実施内容

- ・母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、予防接種など
- ・月2回(月曜日)、0歳～未就園児のお子さんと保護者の方を対象に遊びのスペースを設け和室を開放しています。親子で遊んだり、保護者の皆さん同士が交流することができます。

※定員を設け、予約制で実施。



とみや子育て支援センター“とみここ”

母子健康手帳の交付について

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

・交付場所 とみや子育て支援センター

※各出張所での交付は行っていませんのでご了承ください。

・交付日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日)

・対象 妊娠の診断を受けた方

・受付 10時～10時15分

※上記日程に交付を受けることが難しい場合はとみや子育て支援センターまでご連絡ください。

妊婦健康診査について

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

■妊婦健康診査助成券について

県内の医療機関、助産院で受診された妊婦健康診査(指定検査項目のみ)への助成(14回)を行っています。助成券は母子手帳別冊に添付していますが、お持ちでない方はとみや子育て支援センターにお問い合わせください。

事前に助成券下方に記載されている注意事項をご確認の上、ご受診ください。

乳幼児健診・教室・相談について

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

■個別健診(医療機関で実施)

2か月児健診、8～9か月児健診

母子健康手帳別冊に記載のある指定医療機関で受診してください。

■集団健診(とみや子育て支援センターで実施)

乳児健診(3～4か月)、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診

対象のお子様にご案内をお送りします。

■各種教室(とみや子育て支援センターで実施)

離乳食教室(おおむね4～5か月、8～10か月、11か月～1歳2か月(申込制))対象のお子様にご案内をお送りします。

■すくすく相談(とみや子育て支援センターで実施)

毎月1回、心理士、保健師、栄養士等による育児・発達相談を開催しています。心理相談は要予約。日程は、広報とみやに掲載します。

赤ちゃん・子どもの予防接種について

【お問い合わせ先】 とみや子育て支援センター (☎ 343-5528)

■集団接種(BCG)

BCGは集団で実施します。日程については実施の前月号の広報とみやに掲載します。

■個別接種(BCG以外)

接種対象年齢になりましたら、お子さんの体調のよいときに、かかりつけの小児科等で受けてください。

■予防接種手帳について

予防接種手帳は、出産後の新生児訪問の際にお渡ししていますので、出産後は必ず母子健康手帳別冊内の出生連絡票(はがき)又は電話、FAX、メール、電子申請により提出し、新生児訪問を受けてください。

転入等で予防接種の助成券をお持ちでない方は、市役所、各出張所、とみや子育て支援センターに母子健康手帳をご持参のうえ手続きをしてください。

児童手当について

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

■手続きの方法

お子さんの出生、転入などにより富谷市に住民登録された方は、申請が必要です。下記のものを持参の上、子育て支援課や各出張所で手続きを行ってください。

1. 受給者となる方の健康保険証の写し(共済組合加入の方のみ)

2. 預金通帳（受給者となる方名義の口座）

※対象児童と別居している場合、申立書や児童の属する世帯全員の住民票の写し等の書類が必要となります。

※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

※市区町村間の転入・転出や出生等の際は15日以内の申請が必要です。申請が遅れると遅れた月分の手当を受給できなくなります。

■手当月額および支給月

1. 手当の支給は、認定請求した月の翌月から始まり、支給すべき事由が消滅した月で終わります。ただし、請求書の提出が出生（転入予定）日の翌月であっても当該日から15日以内であれば、法律により出生（転入予定）月請求の扱いとなります。

2. 手当の支給額

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳以上～小学校修了前 10,000円
(第3子以降は15,000円)

※「第3子以降」とは高校卒業まで(18歳の誕生日後、最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の子のことをいいます。

- ・中学生 10,000円
- ・所得制限限度額以上の方は、特例給付として児童一人あたり5,000円、所得上限限度額以上の方は支給停止となります。

3. 手当の支給は、原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

点数、金額等が記載されたもの)、保険証、受給者証、印鑑を市役所子育て支援課又は最寄りの出張所に提出し、請求の手続きをしてください。

保育所・病後児保育・保育ママについて

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

■保育所について

富谷市の保育所・認定こども園

名称	電話番号	定員
富谷保育所	358-1699	70名
富ヶ丘保育所	358-3288	70名
東向陽台保育所	373-9733	60名
成田保育所	348-3216	120名
上桜木果樹園の森こども園	348-7360	130名
明石台若樹の森こども園	374-5627	122名
とみや杜の橋こども園	348-5101	100名
アルシュ富谷こども園	341-0740	153名
富谷ひよこ園	347-3394	20名
富ヶ丘菜の花保育園	341-0059	54名
ぶらむ保育園富谷	341-8152	60名
明石台くまちゃん保育園	725-6958	24名
富谷ひよこの里 (小規模)	341-3046	19名
大清水ぞうさん保育園 (小規模)	341-5708	16名
ひよこのおうち (小規模)	347-3133	19名
キッズフィールド大清水園 (小規模)	341-8908	19名
ぶらむ保育園大清水 (小規模)	358-7666	12名

■病後児保育について

富谷市内に居住し保育所等に入所中のお子さんが、病氣回復期で集団保育が困難な期間を一時的に預かり、保護者の方の子育てと仕事を両立するためのお手伝いをします。

1. 実施施設

名称	住所	電話番号
タウンクリニックえん	富谷市明石台七丁目1番地5	358-7141
宮城県済生会こどもクリニック	仙台市宮城野区東仙台6-1-1	293-1285
こん小児科クリニック	仙台市泉区八乙女中央2-4-25	725-7566
大和町病後児保育室	大和町吉田字北谷地1-1 (公立黒川病院駐車場内)	344-7505

2. 利用料金 1日2,000円 他食事代等

3. 利用方法

直接実施施設へ連絡の上、お申し込みください。

なお、利用申請書等については、各保育所、子育て支援課、実施施設にあります。

■一時保育について

保護者の方が就労、職業訓練等又は疾患、災害、事故、出産、冠婚葬祭等により、緊急に家庭での保育が困難となったお子さんを一時的に保育します。

1. 実施施設

【市立】 成田保育所

【私立】 上桜木果樹園の森こども園、明石台若樹の森こども園

2. 利用料金 (飲食費込み)

【市立】 生後6カ月～2歳児…2,500円/日

3歳児以上…1,400円/日

【私立】 生後6カ月～2歳児…2,500円/日

3歳児以上…1,500円/日

※別途お昼寝用布団リース代が発生します。

子ども医療費助成について

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

■対象と年齢区分

・通院、通院外(入院)とも0歳から高校3年生(18歳の年度末)までが助成の対象です。

※一部負担金…通院については、3歳以上で、初診料算定時に500円、入院については、小学1年生以上で、1日500円(同一入院につき5,000円を限度)となっています。

※所得制限なし

■手続きの方法

お子さんの出生、転入などにより富谷市に住民登録された方は、資格登録の申請をする必要があります。下記のものを持参の上、子育て支援課や各出張所で手続きを行ってください。

・健康保険証・預金通帳(申請人名義の口座)

・所得証明書(必要となる場合があります。)

■助成の方法

●現物給付

富谷市から交付される「子ども医療費助成受給者証」と「保険証」を一緒に医療機関の窓口で提示してください。

●償還払い

県外の病院で受診した場合などは受診時に自己負担金を一旦医療機関へ支払い、後日、領収書(医療機関名、保険診療

子ども・子育て

■家庭的保育事業（保育ママ）について

保護者が就労や疾病等の理由により、日中保育することができないお子さんを富谷市の認定を受けた家庭的保育者が、自宅で家庭的な雰囲気の中で少人数のお子さんを保育します。

- ・利用対象 富谷市に住所のある生後6カ月～3歳児未満の児童
- ・定員…各施設5名

名称	場所
らびっと保育室	あけの平三丁目
保育室ハック	日吉台二丁目

※保育室ハックは、令和5年3月31日をもって閉室の予定です。

「とみや子育てサロン」について

【お問い合わせ先】とみや子育てサロン（☎ 779-6981）

子育てしているみなさんの交流の場です。保育士が常駐していますので、遊びの提供・子育ての悩みなどの相談もできます。

飲食スペース、授乳室もあるので、いつでも気軽にご利用ください。

各種イベントについては、子育て通信（ホームページからダウンロード可）をご覧ください。

- ・開館日 火～土曜日（祝日、年末年始除く。）
- ・開館時間 9時～15時
- ・所在地 富谷市富谷西沢13

とみや子育てサロン一時預かりについて

【お問い合わせ先】とみや子育てサロン（☎ 779-6981）

- ・対象：生後6カ月～未就学児
- ・時間：とみや子育てサロン開館日・開館時間に同じ
- ・料金：1時間700円（1時間以降30分ごとに350円）
- ・申込：事前に利用登録と予約が必要。
- ・利用希望日の1カ月前から電話または窓口で受付。



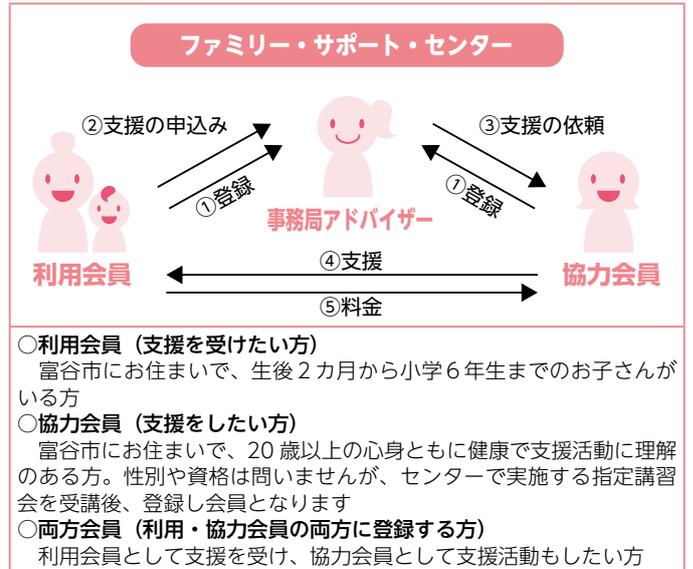
子育てサロン

とみや子育てファミリー・サポート・センターについて

【お問い合わせ先】とみや子育てファミリー・サポート・センター
富谷市社会福祉協議会内（☎ 358-3981 平日9時～17時）

子育てを地域でお手伝いし、支え合いができるよう「子育ての支援を受けたい方（利用会員）」と「子育ての支援をしたい方（協力会員）」が会員組織で運営します。富谷市から委託を受けているセンターがそれぞれの会員の橋渡し、コーディネートを行います。

■ファミリー・サポート・センターのしくみ



■こんなときに利用できます

●仕事と子育てを両立したい

- ・残業時、保育園や児童クラブに迎えに行ってもらい、仕事が終わるまで預かってほしい。
- ・早番の朝、保育園に送り届けてほしい。
- ・パート出勤の間、預かってほしい。
- ・子どもの習い事の送迎をしてほしい。

●その他困ったとき

- ・病院へ行く間、子どもを預かってほしい。
- ・授業参観に行きたいので、赤ちゃんを預かってほしい。
- ・出産直後なので、兄弟姉妹の幼稚園の送り迎えをしてほしい。

■利用時間

7時～19時まで（左記以外の時間は要相談）

■利用料金（活動報酬）

支援活動が行われた際に、利用会員が協力会員に直接支払います。

利用時間帯区分		報酬額
平日	7時～19時まで	600円/時
平日	上記以外の時間	700円/時
土曜、日曜、祝日、年末年始		700円/時

※送迎時の交通費や食事代等は、別途利用会員が負担します。

■会員になるための手続き

会員登録を希望される方は、入会説明会（予約制）へ出席ください。協力会員・両方会員は、センターで実施する講習会を受講後にセンターへ登録されます。

とみや育児ヘルプサービスについて

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

出産後まもなく、何らかの事情で日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣するサービスです。

・利用対象

富谷市にお住まいで、出産後2カ月以内で、日中お家にいるのがお子さんとお母さんだけで、家事をする方がいないご家庭

・利用期間等

派遣期間	出産後2カ月以内	派遣回数	20回まで
利用時間	1日1回2時間以内		
派遣日時	月曜～金曜 9時～17時（祝日と年末年始を除く）		

・申請から利用までの流れ

利用を希望される方は、出産予定日の2カ月前までにご相談ください。

①	申請書の提出
②	打ち合わせ（ヘルパーが訪問し利用内容の確認をします。）
出 産	
③	利用開始

・利用料金と支払い方法

自己負担料金	1時間あたり300円
支払方法	サービス終了後、利用料金をヘルパーへ直接お支払いいただきます

・サービスの内容

育児	オムツ交換、授乳、沐浴のお手伝い、その他必要な育児
家事	調理、洗濯、住居の掃除や整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事

幼稚園について

・入園について

各幼稚園にお問い合わせください。

幼稚園名	公私区分	定員	電話番号	制度
富谷幼稚園	公立	90名	358-2164	新
鷹乃杜幼稚園	私立	460名	358-2580	従来
ひより台幼稚園	私立	420名	358-9188	従来
成田中央幼稚園	私立	75名	351-5371	新

・幼児教育の無償化について

【お問い合わせ先】

富谷幼稚園、鷹乃杜幼稚園、ひより台幼稚園→
教育総務課 (☎ 358-3196)
成田中央幼稚園→子育て支援課 (☎ 358-0516)

小・中学校への入学について

【お問い合わせ先】 学校教育課 (☎ 358-0521)

■就学時健康診断

就学時健康診断については、10月1日現在で翌年、小学校に入学されるお子さんの保護者に対し、はがきで健診の日時、場所等のお知らせをします。健診内容は、①内科、②耳鼻科、③眼科、④歯科の健康診断で、治療箇所がある場合は入学前に治療をすすめます。

■小・中学校の入学通知書

小・中学校の入学通知書については、1月下旬に対象者の保護者あてに、はがきで入学式の日時、場所等についてお知らせします。何らかの都合により、入学できない場合は、教育委員会学校教育課まで連絡、届出をお願いします。なお、転入者の方へは、転入届出時に入学通知書を発行します。

転校（転入・転出）の手続きについて

【お問い合わせ先】 学校教育課 (☎ 358-0521)

転入の場合、市に転入届を提出するとき、お子さんが以前就学していた学校の在学証明書、教科書給与証明書を窓口へ提出してください。市より就学通知書を発行しますので、持参の上、就学する学校で手続きを行ってください。

転出の場合、就学していた学校より、在学証明書、教科書給与証明書を受け取り、転入する市町村の窓口および就学予定の学校で手続きを行ってください。

とみや放課後児童クラブについて

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

■富谷市放課後児童健全育成事業

児童クラブは、就労等により、保護者が日中家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を目的としています。

1. 実施施設について

市内を学校区ごとに分け、次の8施設において実施しています。

対象学校区	開設場所	電話番号
富谷小学校	富谷小学校敷地内	346-6621
富ヶ丘小学校	富ヶ丘小学校敷地内	342-0852
東向陽台小学校	東向陽台小学校敷地内	342-1807
あけの平小学校	あけの平小学校敷地内	341-4280
日吉台小学校	日吉台小学校敷地内	341-2232
成田東小学校	成田東小学校敷地内	725-8460
成田小学校	成田小学校敷地内	341-5208
明石台小学校	明石台小学校敷地内	343-6113

2. 対象について

就労等により保護者が昼間家庭にいない市内在住の小学1年生から小学6年生までの児童で、基準を満たし、集団生活を送れる児童。

3. 開設時間について

- ・平日は児童下校後から18時まで、土曜日は8時から18時まで
- ・学校長期休業日や振替休業日は、8時から18時まで
(平日のみ：延長利用を申請された場合は19時まで)

4. 内容について

・児童支援員（保育士等有資格者）が、児童の安全確保・管理に努めながら、遊びや仲間づくりの支援を行います。

5. 料金について

子育て支援課にお問い合わせ下さい。

6. その他

- ・利用申し込みは、1年ごととなります。ただし、年度始めに限らず、希望されるときは、年度途中でも申し込みできます。
- ・利用申し込み時には、所定の申込用紙とともに、勤務先の勤務証明等を提出していただきます。
- ・17時（秋休み～3月までは16時）を過ぎての児童の帰宅については、保護者の方のお迎えをお願いします。
- ・児童クラブの日は、原則として学校から直接児童クラブに行くようになります。
- ・災害時については、原則として保護者のお迎えとなります。

教育相談事業について

【お問い合わせ先】 学校教育課 (☎ 358-0521)

教育相談担当 (☎ 358-3123)

富谷市教育委員会では、子育ての悩みや、学校生活・家庭生活に関する悩み等について相談を受け付けています。

相談内容については、一切秘密に扱われますので、一人で抱えずにご相談ください。

- ・相談日 「広報とみや」でご確認いただくか電話にてお問い合わせください。
- ・受付時間 9時30分～16時
- ・相談場所 市役所会議室等
- ・相談方法 電話相談または面談相談（※面談の場合は予約制となります。）
- ・面談相談の予約および問い合わせ先
(上記学校教育課又は学校教育課内教育相談担当へ)

ひとり親家庭へ

■児童扶養手当

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

母子・父子家庭や保護者が重度の障がいを持つ家庭、また父母に代わって児童を養育している方が受けることができません。対象児童の年齢は、18歳に到達した最初の3月31日まで（障がい児は20歳未満）です。

・申請が必要で所得に制限があります。

※毎年奇数月にそれぞれの前月分までの2カ月分が支給されます。

■ひとり親家庭医療費助成

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の方が安心して病院などで受診できるよう医療費の一部を助成します。

対象児童の年齢は、18歳に到達した最初の3月31日までです。ただし、生活保護を受けている方は除きます。

・所得に制限があります。

■母子父子寡婦福祉資金貸付金

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所

母子・障害第一班 (☎ 363-5507)

宮城県ではひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子、または低利で資金の貸付をしています。

貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、事業開始資金、生活資金、修業資金、技能習得資金、医療介護資金、転宅資金、住宅資金、結婚資金、事業継続資金、就職支度資金の12種類です。

病気や障がいのあるお子さんへ

■養育医療給付

【お問い合わせ先】 子育て支援課 (☎ 358-0516)

医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な入院医療費が援助されます。

・指定医療機関でないと給付の対象となりません。

■自立支援医療（育成医療）

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

18歳未満の身体に障がいのある児童に対し、その障がいを除去、または軽減し生活能力を得るために必要な医療費が助成されます。

・指定医療機関でないと給付の対象となりません。

・世帯の課税状況により費用の一部負担があります。

■小児慢性特定疾患医療給付

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所 (☎ 358-1111)

下記の病気の児童に対して、医療費が援助されます。

・悪性新生物（がん）、慢性腎疾患、喘息、慢性心疾患、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経や筋疾患など

・病気の内容により一部制限があります。

・18歳未満のお子さんが対象ですが、一部の病気は20歳まで延長することができます。

■特定疾患通院介護料交付

【お問い合わせ先】 宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所 (☎ 358-1111)

特定疾患・小児慢性特定疾患の認定を受けている在宅の方へ、認定期間内に認定されている医療機関に介護を受けて通院している場合、次のうち一つに該当する方に介護料が交付されます。

- ・身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの方
- ・13 歳未満の方
- ・上の 2 つ以外で心身機能の障がいのため介護が必要と医師が認めるもの

■特別児童扶養手当

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

精神または身体に障がいのある 20 歳未満のお子さんを家庭において扶養する父母、または養育者に対して支給されます。

- ・所得制限があります。
- ・助成内容：政令で定める障害等級に応じ支給されます。1 級 (月額 52,400 円)、2 級 (月額 34,900 円) (令和 4 年 4 月現在)。

※年度ごと等、金額の変更あり

■障害児福祉手当

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

日常生活において常時の介護を必要とする重度の障がいのある在宅の 20 歳未満のお子さんに対して支給します。

- ・助成内容 月額 14,850 円 (令和 4 年 4 月現在)
- ・所得制限があります

※年度ごと等、金額の変更あり

国保に加入するとき・やめるとき

■国保に加入するとき

- ・他の市区町村から転入したとき (職場の健康保険などに加入していないとき)
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき (職場の健康保険などに加入しないとき)
- ・生活保護を受けなくなったとき

■国保をやめるとき

- ・他の市区町村へ転出したとき
- ・職場の健康保険などへ加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき

※国保への加入・脱退の手続きは、14 日以内にお住まいの市区町村に届け出ましょう。

■国保加入手続きに必要なもの

- ・社会保険の資格を喪失した日がわかるもの (社会保険の資格喪失証明書・離職票・雇用保険の受給資格者証など)
- ・本人確認書類 (免許証など)
- ・個人番号 (マイナンバー) の分かるもの

■国保脱退手続きに必要なもの

- ・社会保険の資格を取得した日がわかるもの (加入者全員分の社会保険証、社会保険の資格取得証明書など)
- ・国民健康保険証
- ・個人番号 (マイナンバー) の分かるもの

医療費が高くなったとき

■限度額適用認定証について

国民健康保険加入者が入院する場合などで、医療費が高額になると見込まれる場合は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなり、後日高額療養費支給申請をする必要がなくなります (ただし、複数の医療機関を受診した際などは、申請が必要場合があります)。

■限度額適用認定証の申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・個人番号 (マイナンバー) の分かるもの

※認定証は申請から 1 週間程度で郵送により交付となります。

■対象者

- ・70 歳未満の場合 国民健康保険加入者
- ・70 歳以上 75 歳未満の場合 世帯主と国民健康保険加入者全員が住民税非課税の方又は所得区分が現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの方

※国民健康保険税に未納がある場合は交付できません。なお 70 歳以上 75 歳未満で住民税が課税されている世帯の方は、高齢受給者証により自己負担限度額が区別されています。